＜ご注意＞

　この質問書兼告知書は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款第９条（告知義務）に規定する「保険契約申込書等の記載事項」に該当しますので、すべての項目について正確にご記入ください。ご申告内容に事実と異なる記載がある場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

　ご契約の際には、保険契約の締結に先立ち、この質問書兼告知書の記名・捺印欄に必ず代表者の署名または記名・捺印をお願い致します。

また、この質問書兼告知書を当会社に提出した後であっても、保険証券の始期日より前に、この質問書兼告知書に記載された内容に変更があった場合、申込者は当会社に通知しなければなりません。その場合、当会社が既に引受条件を回答していたとしても、当会社はその引受条件を変更する可能性があります。

　なお、本質問書兼告知書の内容について、引受保険会社が事故発生時に利用することおよびコンサルティング会社等へ内容を開示することがありますので、あらかじめご了承ください。

申告事項記載日：　　　　年　　月　　日

署名または記名・捺印 　　　　 印

※ 代表者は契約締結権限がある役職員の方をいい、代表取締役等に限りません。署名または記名いただく方の役職についても記載してください。

※ 記名者および被保険者は、損害保険ジャパン株式会社のホームページ

(<https://www.sompo-japan.co.jp/private_information/detail/>)に掲載の個人情報の取扱に同意します。

**知的財産権賠償責任保険**

**質問書兼告知書**

**1 – 貴社について**

**「※」が付いている質問については、下部の注意事項をご確認いただき、記入してください。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1.1※** | **貴社名（記名被保険者）**  ※保険契約の記名被保険者となる法人名を記入してください。 | |  | | | |
| **1.2** | **法人番号**  ※国税庁の指定する貴社の法人番号をご記載ください。 | |  | | | |
| **1.3** | **住所（所在地）** | |  | | | |
| **1.4** | **親会社名**  ※貴社の総株主の議決権の過半数を保有する会社、または財務および事業の方針決定を支配する会社があれば会社名をご記載ください。 | |  | | | |
| **1.5** | **運営国**  ※子会社を含めた運営国が日本以外の場合、ご記載ください。 | |  | | | |
| **1.6** | **ウェブサイト（URL）** | |  | | | |
| **1.7※** | **事業開始日**  ※事業開始日から3年未満の場合、別途貴社の事業計画書を提出してください。 | |  | | | |
| **1.8** | **事業内容** | |  | | | |
| **1.9** | **業種と売上高**  ※末尾の別紙、「標準産業分類マニュアル」から該当するSICコードを記入してください。  ※事業活動が複数の業種（SICコード）に該当する場合は、上位５業種について個別の売上高を記入してください。（詳細な数字および割合の算出が不可の場合は、推定可能な範囲で記入してください。） | | **SICコード** | **直近の売上高と**  **全体の売上高に対する割合（％）** | | |
| **例）D-30　プラスチック製品の製造** | **例） 35,000百万円、100%** | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
| **1.10** | **従業員数** | |  | | | |
| **1.11** | **政府が貴社の株式を保有されていますか？** | | はい  いいえ | | | |
| **1.12** | **業界への参入規制はありますか？**  ※異なる産業を規制するための特定の機関がある業界かどうかご教示ください。  例えば、金融機関や電気、水道、通信産業が参入規制のある業界です。 | | はい  いいえ | | | |
| **1.13** | **貴社へ25％以上出資している法人名および個人名とそれぞれの保有比率をご教示ください**  ※ただし、法律事務所、金融庁、上場企業、チャリティまたは非営利団体は除く。該当の場合はご教示ください。 | |  | | | |
| **1.14** | **過去3年間に、企業または事業の合併や買収、または合弁事業等を行ったことはありますか？**  ※該当する場合は、関係者の詳細、取引／取引案の日付、および対価／対価案等の詳細が分かる資料を提出してください。 | | | | はい  いいえ | |
| **1.15** | **今後12ヵ月以内に、企業または事業の合併や買収、または合弁事業等を行う予定はありますか？**  ※該当する場合は、関係者の詳細、取引／取引案の日付、および対価／対価案等の詳細が分かる資料を提出してください。 | | | | はい  いいえ | |
| **1.16** | **現在、右記のいずれかに加入している、あるいは今後加入する予定がある場合は、チェックを入れてください。** | Allied Security Trust  ※特許保持企業の会員からなる国際的な組織。トロール等から会員企業を防衛する手助けを行う。  LOT Network (License on Transfer)  ※クロスライセンスによりトロール等に対抗することを目的に設立された非営利組織。  Open Invention Network  ※OSS（Open Source Software)を特許リスクから保護し、イノベーションを促進することを目的とした組織。  RPX Corporation  ※公開市場から特許権を買い取り、会員をトロール等からの訴訟リスクから防御することを目的とした企業。  Unified Patents  ※トロール等からの請求を削減することを目的に設立された会員制の組織。 | | | |  |

**質問1.1**

記名被保険者となる子会社等が複数ある場合、どの企業がどの企業の株式を保有しているか、その持株比率や出資割合（％）と併せて記入してください。また、一部の事業所に対してのみ補償が必要な場合は、全社に対してその事業所が占める売上高の割合を記載してください。持株比率や出資割合および構成等が分かる組織図等を提供していただくことも可能です。

**質問1.7**

事業開始日から3年未満の場合は会社設立日を記入してください。事業開始日から3年を超える場合は、事業開始日のみでかまいません。

事業計画書を提出いただく場合、財務計画等を含む詳細な事業計画書の提出が望ましいですが、不可の場合は、対象地域毎に計画されている活動／製品／ソリューションおよびそれらの収益予測の概要が分かる資料を提出してください。

**2 - 財務状況について**

**「※」が付いている質問については、下部の注意事項をご確認いただき、記入してください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **2.1** | **質問2.2の回答に使用する適用通貨**  ※特段の申し入れがない場合、ここで選択された通貨を、保険契約に適用する保険金額の通貨として使用します。 | 通貨を選択してください |  | |
| **2.2※** | **売上高**  **※ロイヤリティなどによる収益も含みます。** | **直近売上高** | **次年度の予測**  **売上高** | |
| **日本** |  |  | |
| **EEA\*　（除く英国）** |  |  | |
| **英国** |  |  | |
| **米国** |  |  | |
| **カナダ** |  |  | |
| **アジア（中国と日本を除く）** |  |  | |
| **中国** |  |  | |
| **オーストラリア、ニュージーランド** |  |  | |
| **その他の国と地域** |  |  | |
| **合計** |  |  | |
| **2.3** | **上記の売上高のうち、貴社が保有する知的財産のライセンスから得ている売上高の割合（％）** | | | % |
| **2.4** | **営業利益率**  ※この保険証券で対象とするすべての製品および業務における営業利益率を記入してください。 | | | % |
| **2.5※** | **過去2年間で、この保険の対象となる製品、サービス、または知的財産の開発、もしくは知的財産を利用するために、外部から資金調達等を実施したことはありますか？あるいは、現在、そのような外部からの資金調達を行う予定はありますか？**  ※「はい」の場合、資金調達額／資金調達予定額の詳細、当該日付、および調達先が分かる資料を提出してください。調達先が複数ある場合は、それぞれの資料を提出してください。 | | | はい  いいえ |

**質問2.2**

特定の製品や業務のみを保険の対象にする場合でも、必ず全ての事業活動による売上高を記入してください。特定の製品や業務のみを保険の対象にする場合、全ての売上高の横に該当する製品または業務の売上高を（）で記入してください。　◆例：　100,000千円（500,000千円）

※EEAとはEuropean Economic Area の略で、欧州経済領域のことを指します。

詳細は外務省HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/s_kikou.html>）よりご確認ください。

**質問2.5**

資金調達とは銀行や投資ファンドまたはその他の企業等からの借入をいい、調達の手段は限定しません。

**3 – これまでの争訟等について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **3.1** | **警告書を受領したことや、貴社または貴社が補償することになっている関係先等が、第三者の知的財産権を侵害しているという旨の申立てを受けて、争訟が発生したことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.2** | **貴社の知的財産権のいずれかが、無効、侵害がないことの確認請求、取消、失効、異議申立て、または再審査の手続等の対象になったことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.3** | **第三者による貴社の知的財産権の侵害や疑いに関連して、その第三者に対して争訟手続を開始したことや警告書を発行したことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.4** | **第三者の知的財産権の権利、有効性、範囲、または所有の権限に異議を申立手続きを開始したことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.5** | **侵害がないことの確認を求める訴訟を開始したことや、そのような訴訟への防御が必要になったことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.6** | **秘密保持義務違反、営業秘密の不正流用、またはライセンス契約違反に関する争訟を開始したことや、そのような争訟への防御が必要になったことはありますか？** | はい  いいえ |
| **3.7** | **貴社が締結したことのある、知的財産権についてのライセンス契約等に関連して、以下を申し立てる争訟を開始したことや、そのような争訟への防御が必要になったことはありますか？**   * ロイヤリティまたはその他支払金の未払い * 秘密保持義務違反 * 使用、販売、またはライセンスに関する違反 * 知的財産権の権限、有効性、または所有権に関する保証の違反 * 補償条項や免責条項の違反 | はい  いいえ |
| **3.8** | **◆上記3.1～3.7までの質問のいずれかに「はい」と回答した場合、該当する質問について以下の情報を記入してください。全て「いいえ」と回答した場合、「４-補償内容」についての質問に進んでください。複数の質問に対して「はい」と回答した場合、２つ以上「はい」と回答した場合は、２つ目以降の質問に対する下記の情報を「10 – その他（詳細および補足情報）」に記入してください。**  **•　該当する質問**  **•　日付**  **•　当事者**  **•　対象の知的財産／営業秘密**  **•　対象の製品／サービス**  **•　管轄地／裁判所（該当する場合）**  **•　結果（差止め、損害賠償、和解の詳細を含む）**  **•　その事件において申込者が負担した訴訟費用や弁護士相談費用等の諸費用**  **•　3-7についての回答の場合、違反が申し立てられた契約書の写しを提供してください** | |

**4 - 補償範囲について**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **4.1** | **補償の対象とする知的財産侵害の種類：** | | | | | | | | |
| **特許** |  | **商標** |  | **実用新案** |  | **意匠** | |  |
| **営業秘密** |  | **その他（記入してください）：** | | | | | | |
| **4.2** | **補償の対象とする付保契約：** | | | | | | | | |
|  | **貴社による第三者の知的財産権の**  **侵害** | | |  | **営業秘密の不正流用**  **（不正競争防止法違反に関する賠償金）** | | |  | |
| **貴社の知的財産権について**  **第三者からの異議申立て** | | |  | **契約責任に関する賠償責任** | | |  | |
| **4.3** | **保険対象地域：** | | | |  | | | | |
| **4.4** | **希望する保険金額：**  ※1億円（1Mドル）から100億円（100Mドル）の間で記入してください。ただし、必ずしも記入された保険金額を設定できるとは限りませんので、ご了承ください。 | | | |  | | | | |
| **4.5** | **希望する免責金額：**  ※100万円（10Kドル）以上の免責金額を記入してください  ただし、記入された免責金額よりも高額の免責金額を設定させていただく可能性もありますので、ご了承ください。 | | | |  | | | | |

**5 - 製品および業務について**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **5.1** | **補償を希望する対象：** | | | 事業活動全般  　　　　　特定の製品／特定のサービス | | | | |
| **5.2** | **売上高の上位5製品、または特定の製品を補償対象とする場合は、該当する製品を記入してください。**※複数の製品を補償対象とする場合はそれぞれの製品情報を提供してください。複数の地域で販売されている場合は、収益を得ている主要な地域を記入してください（北米、欧州など）。 | | | | | | | |
| **製品名／**  **サービス名** | **発売日（未発売の場合は予定日）** | | | **販売地域** | **直近の売上高** | | **次年度の**  **予測売上高** |
|  |  | | |  |  | |  |
|  |  | | |  |  | |  |
|  |  | | |  |  | |  |
|  |  | | |  |  | |  |
|  |  | | |  |  | |  |
| **5.3** | **上記の製品のうち、第三者のブランドで販売されているもの（「ホワイトラベル\*」）はありますか？**  ※ホワイトラベルとは「ある企業が生産した製品を、他の企業が自社のブランドを使って販売すること」を意味し、OEM（Original Equipment Manufacturing）とほぼ同義です。 | | | | | | | はい  いいえ |
| **◆「はい」と回答した場合、以下の情報を記入してください。**  **•　製品名／サービス名**  **•　関与している第三者**  **•　販売地域（質問5.2の回答と異なる場合）**  **•　第三者への補償に関する契約条項**  **•　第三者による販売額（売上高）** | | | | | | | |
| **5.4** | **今後12ヵ月以内に、新製品の発売や、新しい事業の開始、新たな地域での既存製品の発売等の予定はありますか？** | | | | | | | はい  いいえ |
| **◆「はい」と回答した場合、以下の情報を記入してください。**  **•　製品／事業**  **•　事業分野**  **•　対象地域** | | | | | | | |
| **5.5** | **貴社の主な競合他社となる、5社の情報を記入してください。** | | | | | | | |
| **競合他社名** | | **競合他社の本拠地** | | | | **競合製品／競合サービス** | |
|  | |  | | | |  | |
|  | |  | | | |  | |
|  | |  | | | |  | |
|  | |  | | | |  | |
|  | |  | | | |  | |
| **5.6** | **貴社の製品・サービスと、競合他社の製品・サービスの主な違いについて記入してください。** | |  | | | | | |

**6 – 製品に関するリスク管理について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **6.1** | **第三者の知的財産の存在を明確にし、第三者の知的財産権の侵害を防ぐために、どのような対策を実施していますか？**  ※対策を実施している場合は具体的な内容を記入してください。行っていない場合は「なし」と記入してください。 |  | |
| **6.2** | **新たに従業員を採用する際、その従業員が前雇用主に対して負っている知的財産や秘密情報・営業秘密に関する契約上の義務について確認を行っていますか？**  ※営業秘密（不正競争防止法違反）に関してのリスクを保険の対象に含まない場合は不要です。 | | はい  いいえ |
| **6.3** | **外部の弁理士または弁護士、企業等から、特許が自由に実施できるか否か（Freedom To Operate\*）に関する意見や侵害についての確認調査など、貴社の製品について、第三者の知的財産権に関する助言を得たことはありますか？**  ※Freedom To Operate調査とは、第三者の知的所有権を侵害することなく、発明に関するアクション（テストや商品化）を起こすことが可能かどうか判断するために実施する調査のことをいいます。  ※本質問は第三者の知的財産権を侵害するリスクについての助言を意図しており、質問7.7は貴社の自社の知的財産権についての助言を意図しております。 | | はい  いいえ |
| **◆「はい」と回答した場合、外部の弁理士または弁護士等に関する情報を以下に記載してください。**  **•　求められた助言の詳細**  **•　事務所、企業名**  **•　事務所の所在地**  **•　担当者の氏名、肩書（分かっている場合）**  ※貴社からの承諾を得ずに、当会社から記入いただいた弁理士または弁護士等へご連絡をすることはありません。必要に応じて、事前にNDA（秘密保持契約）を締結することは可能です。 | | |
| **6.4** | **◆「はい」と回答した場合、NGB株式会社にFreedom to Operateの調査を依頼した場合は、詳細を以下に記載してください。**  **・ NGBから受領した報告書の日付**  **・報告の対象（製品・サービス名）**  **・報告の対象となる地域（国名）**  **・NGBがその後、無効性調査等のリスク低減策を推奨したかどうか** | | |
| **6.5** | **外部の弁理士または弁護士等から助言に基づいて、貴社で対応が必要となった場合、販売製品の市場からの撤退を円滑に行うための手順や制度等を策定していますか？** | | はい  いいえ |

**7 - 知的財産に関するリスク管理について**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **7.1** | **貴社（全ての被保険者）が所有する、または独占的使用権を有している知的財産権を記入してください。** | | | |
|  | **所有している権利** | **ライセンスを受けている権利** | |
| **特許権** |  |  | |
| **商標権** |  |  | |
| **実用新案権** |  |  | |
| **意匠権** |  |  | |
| **営業秘密** |  |  | |
| **◆以下の情報について、可能な限りご提供をお願いします。**  **・　全ての権利（現在の状態を含む）の一覧表（別紙でのご提供でも構いません。）**  **・　未公開の知的財産権の内容**  **◆ライセンスを受けている権利がある場合、以下の情報を提供してください。**  ※ライセンスを受けている権利を保険の対象に含まない場合は不要です。  **・　該当する権利**  **・　ライセンス元の企業名**  **・　各契約書（別紙での提供でも構いません。）** | | | |
| **7.2** | **上記の所有している権利のうち、過去5年以内に第三者から新規取得（知財の買収取引、M&A等）したものはありますか？** | | | はい  いいえ |
| **◆「はい」と回答した場合、新規取得した権利に関する情報を以下に記入してください。**  **•　権利の種類**  **•　権利の取得先（誰からその権利を取得したか）**  **•　取得した知財の有効性に関して、実施されたデューディリジェンスの概要**  **•　新規取得の際に取り交わした契約書を提供してください。** | | | |
| **7.3** | **貴社が保有する、またはライセンスを受けている権利のいずれかについて、**   * **ライセンスを受けている権利に関する侵害または無効手続が発生した場合に、その権利の許諾者（ライセンサー）によって貴社への補償が行われますか？** * **貴社は、ライセンスを受けている権利を行使する権限\*を有していますか？**   ※行使する権限とは、対象となる権利の正当性を主張し、異議申立を行ったり、訴訟を提起したりする権限のことをいいます。  ※上記のいずれかが「はい」の場合、貴社が許諾者（ライセンサー）と締結している契約書を提供してください。ライセンスを受けている権利を保険の対象に含まない場合は不要です。 | | | はい  いいえ  はい  いいえ |
| **7.4** | **営業秘密を有している場合、貴社内で営業秘密を登録するなどして適切に保管していますか？**  ※営業秘密（不正競争防止法違反）に関してのリスクを保険の対象に含まない場合は不要です。 | | | はい  いいえ |
| **7.5** | **貴社雇用契約または研究契約には、従業員や研究者が取得に関与した全ての知的財産権の所有者と帰属先が貴社である旨の規定が含まれていますか？**  ※「はい」の場合、規定の内容を提供してください。営業秘密（不正競争防止法違反）に関してのリスクを保険の対象に含まない場合は不要です。 | | | はい  いいえ |
| **7.6** | **貴社の雇用契約または研究契約には、秘密保持義務または不開示義務を負わせる規定が含まれていますか？**  ※「はい」の場合、規定の内容を提供してください。営業秘密（不正競争防止法違反）に関してのリスクを保険の対象に含まない場合は不要です。 | | | はい  いいえ |
| **7.7** | **外部の弁理士または弁護士等から、貴社の知的財産権に関する助言を得たことはありますか？**  ※本質問は貴社の自社の知的財産権についての助言を意図しており、質問6.3は第三者の知的財産権を侵害するリスクについての助言を意図しております。 | | | はい  いいえ |
| **◆「はい」と回答した場合、各顧問について以下の詳細を提供してください。**  **•　事務所名**  **•　事務所の所在地**  **•　担当者の氏名、肩書（分かっている場合）**  ※貴社からの承諾を得ずに、当会社から記入いただいた弁理士または弁護士等へご連絡をすることはありません。必要に応じて、事前にNDA（秘密保持契約）を締結することは可能です。 | | | |

**8 - 契約上の責任について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **8.1** | **貴社の製品またはサービスの製造、販売、もしくは流通等に関するアウトライセンス\*を行っていますか？**  ※アウトライセンスとは、権利をライセンス化して外部に供給、第三者に対して権利の使用を許諾することをいいます。  ※本質問は製品自体のアウトライセンスを意図しており、質問8.3は知的財産権そのもののアウトライセンスを意図しております | はい  いいえ |
| **8.2** | **貴社の顧客が、貴社の製品またはサービスの販売もしくは使用に起因して、第三者の知的財産権を侵害しているという旨の申立てを受けた場合、貴社は当該顧客に対して補償する義務を負いますか？** | はい  いいえ |
| **8.3** | **貴社の知的財産権を使用するために、第三者に対してアウトライセンスを行っていますか？または、その予定はありますか？**  ※本質問は知的財産権そのもののアウトライセンスを意図しており、質問8.1は製品自体のアウトライセンスを意図しております。 | はい  いいえ |
| **8.4** | **貴社の知的財産権の実施権者（ライセンシー）が、第三者の知的財産権を侵害しているという旨の申立てを受けた場合、貴社は、その実施権者（ライセンシー）をに対して補償する義務を負いますか？** | はい  いいえ |
| **8.5** | 上記8.1～8.4までの質問のいずれかに「はい」と回答した場合、貴社による補償の対象者、関連する知的財産、補償の水準、貴社が請求または和解の判断を独占的に管理できるかどうか等について、簡潔に記載してください。または、該当する契約書もしくは契約書のテンプレート等を提供してください。 | |

**9 – これまでの保険契約について**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **9.1** | **これまでに、知的財産紛争を対象とする保険に加入したことはありますか？**  **または、現在そのような保険に加入していますか？「はい」の場合、その保険の**  **詳細が分かる保険証券等の資料を提出いただくか、以下を記入してください。** | | | はい  いいえ |
| 保険会社：  保険始期日： | 保険金額：  免責金額： | 請求の有無／請求額：  解約保険料： | |
| **9.2** | **これまでに、いずれかの保険会社から、知的財産侵害保険の提案や更改を謝絶されたり、特別な条件を適用されたことはありますか？** | | | はい  いいえ |
| **9.3** | **これまでに、保険契約が解除されたり、無効となったことはありますか？** | | | はい  いいえ |
| **9.4** | **本質問書兼告知書の提出後において、申込みを行う保険期間中（少なくとも今後12ヵ月以内）に、第三者との間に以下に関連する紛争を引き起こす可能性があると思われる事由、事象、または訴訟の恐れ（先行技術、出願中の権利、申込者が無効であると考えている権利など）はありますか？**   * **申込者、または申込者がアウトライセンスを行っている者による、第三者の知的財産権侵害の申立て** * **申込者による自身の知的財産権の行使** * **申込者の知的財産権の有効性、範囲、または所有権に対する異議申立ての防御** * **契約の違反** | | | はい  いいえ |
| 上記9.2～9.4までの質問のいずれかに「はい」と回答した場合、それぞれの詳細について以下に記入してください。 | | | |

**10 – その他（詳細および補足情報）**

|  |
| --- |
|  |

別紙

標準産業分類マニュアル

Standard Industrial Classification (SIC) Manual

（出典：<https://www.osha.gov/data/sic-manual>）

※日本の総務省が公表している分類とは異なります。

1. [部門 A: 農林業、漁業　Agriculture, Forestry, And Fishing](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-a)
   * [主要グループ 01: 農業生産作物Agricultural Production Crops](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-01)
   * [主要グループ 02: 農業生産家畜Agriculture Production Livestock And Animal Specialties](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-02)
   * [主要グループ07: 農業サービスAgricultural Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-07)
   * [主要グループ08: 林業Forestry](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-08)
   * [主要グループ09: 漁業および狩猟Fishing, Hunting, And Trapping](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-09)

1. [部門 B: 鉱業　Mining](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-b)
   * [主要グループ10: 金属鉱業Metal Mining](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-10)
   * [主要グループ12: 炭鉱Coal Mining](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-12)
   * [主要グループ13: 石油およびガスの採掘Oil And Gas Extraction](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-13)
   * [主要グループ14: 燃料を除く非金属鉱物の採掘および採石Mining And Quarrying Of Nonmetallic Minerals, Except Fuels](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-14)

1. [部門 C: 建設業 Construction](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-c)
   * [主要グループ15: 建築建設ゼネコンおよび運営建設業者Building Construction General Contractors And Operative Builders](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-15)
   * [主要グループ16: 建築請負業者以外の重建設業Heavy Construction Other Than Building Construction Contractors](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-16)
   * [主要グループ17: 建設特殊貿易請負業者Construction Special Trade Contractors](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-17)

1. [部門 D: 製造業　Manufacturing](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-d)
   * [主要グループ 20: 食品等Food And Kindred Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-20)
   * [主要グループ 21: タバコおよび嗜好品Tobacco Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-21)
   * [主要グループ 22: 繊維工場製品Textile Mill Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-22)
   * [主要グループ 23: 衣服等のアパレル製品Apparel And Other Finished Products Made From Fabrics And Similar Materials](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-23)
   * [主要グループ 24: 家具を除く木材製品Lumber And Wood Products, Except Furniture](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-24)
   * [主要グループ 25: 家具および備品Furniture And Fixtures](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-25)
   * [主要グループ 26: 紙および関連製品Paper And Allied Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-26)
   * [主要グループ 27: 印刷、出版およびそれらの関連業Printing, Publishing, And Allied Industries](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-27)
   * [主要グループ 28: 化学製品および関連製品Chemicals And Allied Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-28)
   * [主要グループ 29: 石油精製およびそれらの関連業Petroleum Refining And Related Industries](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-29)
   * [主要グループ 30: ゴムおよびプラスチック製品Rubber And Miscellaneous Plastics Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-30)
   * [主要グループ 31: 皮革および皮革製品Leather And Leather Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-31)
   * [主要グループ 32: 石、粘土、ガラス、コンクリート製品Stone, Clay, Glass, And Concrete Products](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-32)
   * [主要グループ 33: 一次金属産業Primary Metal Industries](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-33)
   * [主要グループ 34: 機械および輸送機器を除く金属加工製品Fabricated Metal Products, Except Machinery And Transportation Equipment](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-34)
   * [主要グループ 35: 産業、商業機械およびコンピュータ機器Industrial And Commercial Machinery And Computer Equipment](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-35)
   * [主要グループ 36: コンピュータ機器を除く電子およびその他の電気機器または電子部品Electronic And Other Electrical Equipment And Components, Except Computer Equipment](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-36)
   * [主要グループ 37: 輸送機器Transportation Equipment](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-37)
   * [主要グループ 38: 測定機器（分析や制御を含む）、写真、時計、医療等に用いられる精密機械Measuring, Analyzing, And Controlling Instruments; Photographic, Medical And Optical Goods; Watches And Clocks](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-38)
   * [主要グループ 39: その他の製造業Miscellaneous Manufacturing Industries](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-39)

1. [部門 E: 輸送、通信、電機、ガスおよび衛生サービス　Transportation, Communications, Electric, Gas, And Sanitary Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-e)
   * [主要グループ 40: 鉄道輸送Railroad Transportation](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-40)
   * [主要グループ 41: 旅客輸送Local And Suburban Transit And Interurban Highway Passenger Transportation](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-41)
   * [主要グループ 42: 陸上貨物輸送および倉庫Motor Freight Transportation And Warehousing](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-42)
   * [主要グループ 43: 米国郵政公社United States Postal Service](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-43)
   * [主要グループ 44: 海上輸送Water Transportation](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-44)
   * [主要グループ 45: 航空輸送Transportation By Air](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-45)
   * [主要グループ 46: 天然ガスを除くパイプラインPipelines, Except Natural Gas](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-46)
   * [主要グループ 47: その他の輸送サービスTransportation Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-47)
   * [主要グループ 48: 放送および通信業Communications](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-48)
   * [主要グループ 49: 電気、ガス、衛生サービス等のインフラサービスElectric, Gas, And Sanitary Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-49)

1. [部門 F: 卸売業　Wholesale Trade](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-f)
   * [主要グループ 50: 卸売業（耐久消費財）Wholesale Trade-durable Goods](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-50)
   * [主要グループ 51: 卸売業（非耐久消費財）Wholesale Trade-non-durable Goods](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-51)

1. [部門 G: 小売業　Retail Trade](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-g)
   * [主要グループ 52: 建築材料、ハードウェア、園芸用品または日用雑貨品等販売店Building Materials, Hardware, Garden Supply, And Mobile Home Dealers](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-52)
   * [主要グループ 53: 雑貨店General Merchandise Stores](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-53)
   * [主要グループ 54: 食料品店Food Stores](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-54)
   * [主要グループ 55: 自動車ディーラーおよびガソリンスタンドAutomotive Dealers And Gasoline Service Stations](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-55)
   * [主要グループ 56: アパレル店および宝飾店Apparel And Accessory Stores](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-56)
   * [主要グループ 57: 家庭用家具および事務用機器販売店Home Furniture, Furnishings, And Equipment Stores](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-57)
   * [主要グループ 58: 飲食店Eating And Drinking Places](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-58)
   * [主要グループ 59: その他の販売店Miscellaneous Retail](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-59)

1. [部門 H: 金融業、保険業、不動産業　Finance, Insurance, And Real Estate](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-h)
   * [主要グループ 60: 銀行等の預金取扱金融機関Depository Institutions](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-60)
   * [主要グループ 61: カード会社等の非預金取扱金融機関Non-depository Credit Institutions](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-61)
   * [主要グループ 62: 証券会社および信託会社Security And Commodity Brokers, Dealers, Exchanges, And Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-62)
   * [主要グループ 63: 保険会社Insurance Carriers](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-63)
   * [主要グループ 64: 保険代理店および保険ブローカーInsurance Agents, Brokers, And Service](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-64)
   * [主要グループ 65: 不動産業Real Estate](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-65)
   * [主要グループ 67: 持ち株会社およびその他の投資会社Holding And Other Investment Offices](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-67)

1. [部門 I: サービス業　Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-i)
   * [主要グループ 70: ホテルや旅館、キャンピング施設およびその他の宿泊施設Hotels, Rooming Houses, Camps, And Other Lodging Places](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-70)
   * [主要グループ 72: 個人向けサービスPersonal Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-72)
   * [主要グループ 73: 法人向けサービスBusiness Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-73)
   * [主要グループ 75: 自動車整備業または駐車場等の運営Automotive Repair, Services, And Parking](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-75)
   * [主要グループ 76: 自動車以外の整備および修理Miscellaneous Repair Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-76)
   * [主要グループ 78: 映画](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-78)
   * [主要グループ 79: 遊園地、テーマパーク等のアミューズメントサービスAmusement And Recreation Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-79)
   * [主要グループ 80: 健康関連サービスHealth Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-80)
   * [主要グループ 81: 弁護士等の法律関連サービスLegal Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-81)
   * [主要グループ 82: 学校および塾等の教育機関Educational Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-82)
   * [主要グループ 83: その他の社会的サービスSocial Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-83)
   * [主要グループ 84: 美術館、植物園または動物園等Museums, Art Galleries, And Botanical And Zoological Gardens](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-84)
   * [主要グループ 86: その他の会員制の組織またはグループ等Membership Organizations](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-86)
   * [主要グループ 87: エンジニア、会計、調査、管理等の関連サービスEngineering, Accounting, Research, Management, And Related Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-87)
   * [主要グループ 88: 家政婦やベビーシッター等の家庭内サービスPrivate Households](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-88)
   * [主要グループ 89: その他のサービスMiscellaneous Services](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-89)

1. [部門 J: 行政関連　Public Administration](https://www.osha.gov/data/sic-manual/division-j)
   * [主要グループ 91: 財政関連を除く行政および立法に関する機関Executive, Legislative, And General Government, Except Finance](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-91)
   * [主要グループ 92: 司法機関Justice, Public Order, And Safety](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-92)
   * [主要グループ 93: 財政、税制、金融政策等の扱い機関Public Finance, Taxation, And Monetary Policy](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-93)
   * [主要グループ 94: 人事プログラム等の管理機関Administration Of Human Resource Programs](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-94)
   * [主要グループ 95: 環境問題および家庭環境についての管理機関Administration Of Environmental Quality And Housing Programs](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-95)
   * [主要グループ 96: 経済関連についての機関Administration Of Economic Programs](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-96)
   * [主要グループ 97: 国家安全および外交関連の機関National Security And Internat](https://www.osha.gov/data/sic-manual/major-group-97)
   * 主要グループ99: その他の機関Nonclassifiable Establishments